

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制する観点から、平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものである。

平成19年の調査における無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上で今後保険料を納付しても年金を受給できない人は最大42万人と推計されているが、厚生労働省は、仮に受給資格期間を25年から10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間を見ても、アメリカは10年、ドイツは5年、また、フランス及びスウェーデンでは受給資格期間を設けていないなど、我が国の25年は他国に比べ明らかに長い。

安倍首相は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、平成29年4月に予定していた消費税率10%への引上げを2年6箇月再延期することを表明したが、本年8月に閣議決定された未来への投資を実現する経済対策において、無年金者対策が明記されたところである。

よって、国におかれては、必要な財源の確保を含め、安心できる社会保障の実現を図るため、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度のできるだけ早期の確実な実施に向けて必要な体制整備を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
宛て